

一職工ノ減收ニ伴フ臨時雇入制ヲ撤廃スル事。

一臨時職工ヲ有ル時本雇ニスル事。

一労働中ノ日給金取費權ヲ僱主ニ於テスル事。

一解雇者ヲ絶対ニ出サザル事。

一労働中ノ費用ヲ会社ニ於テ負擔

解決す理

一会社ハ金取費外ノ多量ノ従業員ニ対シ規定ノ解雇手当

返賦手当金並ニ費用トシテ金一円百円ヲ支給

一調停者山本芳治ヲ労働局ニ対シ同額金トシテ金二

百円ヲ支給スル事。